

独立行政法人交通安全環境研が保有する法人文書の  
開示実施方法、手数料及び様式を定める規程

(平成14年10月1日 研究所規程第7号)

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第15条（開示の実施）及び第17条（手数料）に基づき独立行政法人交通安全環境研究所（以下「研究所」という。）が保有する法人文書の開示の実施等について必要な事項を定め、情報公開に係る開示手続きの円滑な実施を図ることを目的とする。

(法人文書の開示の実施の方法)

第2条 次の各号に掲げる文書又は図面の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- (1) 文書又は図面（次号から第4号又は第4項に該当するものを除く。） 当該文書又は図面(法第15条第1項ただし書きの規定が適用される場合にあっては、次項第1号に定めるもの)
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの又は用紙に出力したもの
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（L版又は六切り版。以下同じ。）に印画したもの
- (4) スライド 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図面の写しの交付は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

- (1) 文書又は図面（次号から第4号又は第4項に該当するものを除く。）
  - (ア) 当該文書又は図面を複合機によりA3判以下の大きさに複写したもの
  - (イ) 当該文書又は図面を複合機によりA3判以下の大きさにカラーで複写したもの
  - (ウ) 当該文書又は図面を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの
  - (エ) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をFDに複写したもの
  - (オ) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したもの
  - (カ) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-Rに複写したもの
  - (キ) オンラインによる方法

- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により用紙に出力したもの
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの
- (4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第15条第1項（電磁的記録に係る開示の方法）の研究所で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法
    - (ア) 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取。
    - (イ) 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（記録時間120分のものに限る。別表の5の項（2）において同じ。）に複写したものの交付
  - (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
    - (ア) 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
    - (イ) 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
  - (3) 電磁的記録（前1号、前2号又は次項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、研究所がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。次号において同じ。）により行うことができるもの
    - (ア) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
    - (イ) 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表の7の項（2）において同じ。）により再生したものの閲覧又は視聴
    - (ウ) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
    - (エ) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
    - (オ) 当該電磁的記録をFDに複写したものの交付
    - (カ) 当該電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付
    - (キ) 当該電磁的記録をDVD-Rに複写したものの交付
    - (ク) オンラインによる方法
- 4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
- (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
  - (2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
- 5 第1項から前項までに定める開示の実施方法により難しい場合の開示の実施方法及び開示実施手数料の額は行政機関の保有する情報の公開に関する法律施工令（平成12年令41号）を参酌してその都度定める。

（手数料の額等）

第3条 法第17条第2項に規定する手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。） 開示請求に係る法人文書一件につき300円（オンラインによる開示請求の場合は200円。）
- (2) 開示の実施の方法ごとの開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。） 開示を受ける法人文書一件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）。ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円（（オンライン請求の場合は200円。以下同じ。）次の（ア）又は（イ）いずれかに該

当する場合は、それぞれ当該（ア）又は（イ）に定める額。以下この条において同じ。）に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。

（ア） 独立行政法人等から事案が移送された場合（（イ）に掲げる場合を除く。）

当該独立行政法人等が定める開示請求手数料に相当する額

（イ） 行政機関又は独立行政法人等から行政文書又は法人文書の一部について事案が移送され、又は移送した場合

開示請求手数料相当額のうち研究所が分担するものとして、当該行政機関又は独立行政法人等と協議して定める額

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を一件の法人文書としてみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書きの規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

（1） 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が一年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書

（2） 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 開示請求手数料又は開示実施手数料は、現金（郵送によるときは現金書留）又は銀行振込で納付しなければならない。

4 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか送付に要する費用（郵便切手等）を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。

（手数料の減免）

第4条 研究所は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求一件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を研究所に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、申請者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11号第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 第1項の規定によもののほか、研究所は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

（様式類）

第5条 法及び政令等において取り扱う様式については、次の各号によるものとする。

- (1) 法第4条第1項に規定する開示請求書 様式第1号
- (2) 法第9条第1項に規定する書面 様式第2号
- (3) 法第9条第2項に規定する書面 様式第3号
- (4) 法第10条第2項に規定する書面 様式第4号
- (5) 法第11条第2項に規定する書面 様式第5号
- (6) 法第12条第1項及び第13条第1項に規定により移送する旨を移送先の行政機関の長又は他の独立行政法人等に通知する書面 様式第6号
- (7) 法第12条第1項及び第13条第1項に規定する書面 様式第7号
- (8) 法第14条第1項の規定により通知する場合の書面 様式第8号
- (9) 法第14条第2項に規定する書面 様式第9号
- (10) 法第14条第1項又は同条第2項に規定する意見書 様式第10号
- (11) 法第14条第3項に規定する書面 様式第11号
- (12) 法第15条第3項の規定により申し出をする場合 様式第12号
- (13) 法第15条第3項の規定により申し出をする場合 様式第13号
- (14) 法第15条第5項の規定により申し出をする場合 様式第14号
- (15) 独立行政法人交通安全環境研究所が保有する法人文書の開示実施方法、手数料及び様式を定める規程第4条第2項に定める申請書 様式第15号
- (16) 法第17条第3項に規定に基づき減額又は免除の決定を通知する書面 様式第16号
- (17) 法第17条第3項に規定に基づき減額又は免除をしない旨の決定を通知する書面 様式第16号その2
- (18) 法第18条第2項に規定に基づき諮問する書面 様式第17号
- (19) 法第19条第1項に規定に基づき諮問した旨を通知する書面 様式第18号

#### 附 則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

#### 附 則（平成18年研究所規程第24号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成25年研究所規程第7号）

この規程は、平成25年3月22日から施行する。